



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 田辺工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 四月朔日義雄
(コード番号 1828 東証第 2 部)
問合せ先 上席執行役員事務部長 権守 勇一
(TEL 025-545-6500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように会社法第426条及び会社法第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第21条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第21条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条～第31条(現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第31条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以上